



～商工会は行きます 聞きます 提案します～

No.67

令和3年4月

まつえ北商工会かわら版

鹿島本所 ☎82-2266

八束支所 ☎76-2041

URL <http://matu-kita.shoko-shimane.or.jp>

今年度は商工会の総代選挙の年です！

総代選挙告示のお知らせ

令和3年度は現総代の任期満了に伴う総代選挙の年です。
今回の選挙による総代の任期は令和3年6月1日から令和6年5月31日までの3年間、
定款で定められた総代数は110人です。

スケジュール

◆選挙告示日：4月16日（金）

※「告示書」を鹿島本所・八束支所内の各選管事務局に提示いたします。

◆立候補・推薦届出の受付：4月16日（金）～4月26日（月）午後3時

※各選管事務局備え付けの「届出書」に記入し各選管事務局へ提出してください。

◆選挙日時：5月7日（金）9時～17時

※投票場所は各選管事務局

留意事項

※立候補及び推薦候補者届出締切日時（4月26日（月）午後3時）を経過した時点で
候補者が総代定数を超えない場合は無投票当選となります。

※無投票当選となった場合は各選管事務局に当選者を公示し個々の会員様にはご通知いた
しませんので予めご承知ください。

※候補者が定数を超えた場合は投票選挙となります。その際は改めてご通知申し上げます。

地区別の総代定数

地区名	鹿島	島根	美保関	八束	青年部	女性部	合計
総代数	30人	23人	29人	20人	4人	4人	110人

選挙管理委員会事務局

【鹿島・島根地区】 鹿島本所内 ☎ 82-2266

【八束・美保関地区】 八束支所内 ☎ 76-2041

帳簿の保存期間、ご存知ですか？

確定申告が終わった後も帳簿や決算関係書類を一定期間保存しなければなりません。保存していないと、税務調査等で指摘を受けたとき、厳しい措置が取られる場合があります。会計ソフトを使用している方でも、令和2年分の帳簿保存を行う承認を得なければ、紙に印刷して保存する必要があります。ただ、保管場所にも限りがありますよね。保存期間を意識し、期間が過ぎれば速やかに処分して整理したいものです。

図表 青色申告者の帳簿などの保存期間

区分	書類の具体例	保存期間
帳簿	複式簿記 仕訳帳、総勘定元帳など	7年
	簡易帳簿 現金出納帳、経費帳、売掛帳、買掛帳、 固定資産台帳など	
決算関係書類	青色申告決算書、棚卸表など	7年
現金・預金関係書類	領収書、預金通帳、小切手帳、借用書など	7年 [※]
その他の書類	納品書、請求書、送り状、見積書、契約書、 領収書控えなど	5年

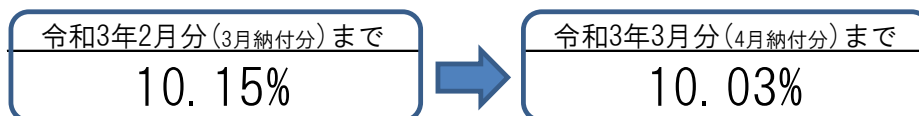
※前々年分の不動産所得の金額および事業所得の金額（青色事業専従者給与の必要経費算入前の金額）の合計額が300万円以内の小規模事業者の現金預金関係書類の保存期間は5年です。

(BLUERETURN 2021Vol.813 より抜粋)

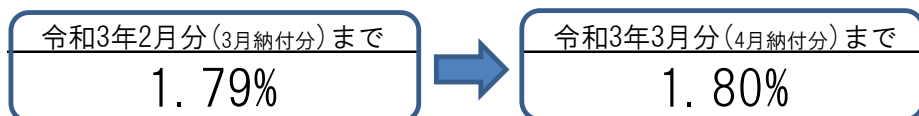
協会けんぽの料率変更のお知らせ

令和3年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率が変わります。
島根支部の健康保険料率・介護保険料率が変更になります。

健康保険料率



介護保険料率



一時支援金のお知らせ

一時支援金は、緊急事態宣言の影響を受けた中小法人・個人事業者のための給付金です。中小法人等は上限60万円、個人事業者等は上限30万円が支給され、申請は5月31日(月)までです。

給付対象例

- ① 緊急事態宣言発令地域から来県する顧客や取引先が関係し売り上げが減少した事業者
- ② 平成31年比または令和2年比で、令和3年の1月、2月または3月の売上が50%以上減少していること

※ なお、売上が50%以上減少していても、給付要件を満たさなければ対象となりません

職員の人事異動のご報告

北國 美貴子 <定年退職>

この度、3月31日をもって定年退職となりました。在職中は皆様にひとかたならぬお世話になり厚くお礼申し上げます。長きにわたり大過なく務めることができましたのも、皆様のご厚情のおかげと深く感謝しております。ありがとうございました。

斎藤 加代子 <嘱託満了退職>

3月31日をもちまして、嘱託期間満了となりました。皆様から賜りましたご支援とご厚情により、大過なく勤め得ましたこと、厚くお礼申し上げます。仕事を通じて多くの方々から学ばせて頂いた貴重な経験を、これから活かして参りたく存じます。

森脇 みどり <嘱託満了退職>

在職中は、皆様に大変お世話になりありがとうございました。心から厚くお礼申し上げます。またお会いすることもあると思いますので今後ともよろしく願いいたします。

糸賀 和宏 <異動>

本年4月1日付で島根県商工会連合会に異動することとなりました。わずか2年という短い期間でありましたが、まつえ北商工会の役職員並びに会員の皆様にはご高配を賜り誠にありがとうございました。県連合会では“現場視点”でまつえ北商工会を支援させていただきます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

玉木 雄 <転入>



4月1日付でまつえ北商工会に異動となりました玉木と申します。至らない点多々あるかと思いますが、精いっぱい頑張りますので、どうぞよろしくお願い致します。

松本 圭子 <新規採用>



松江に来てからまだ日が浅く、仕事にも不慣れで至らぬ点もあるかと思いますが、皆様のお役に立てますよう務めます。よろしくお願い致します。

令和3年度 本支所の職員体制



<事務局長> 小谷 貢

<業務管理課>

【本所】

課長 山田 由美子
三木 真美子

<経営支援課>

【本所】

課長 佐田尾 久幸 <<島根町担当>>
青戸 智和 <<鹿島町担当>>
玉木 雄 <<島根町担当>>
金織 麻帆 <<鹿島町担当>>
中間 瑞紀 <<島根町担当>>

【支所】

支所長 足立 年永 <<八束町担当>>
足立 洋紀 <<美保関町担当>>
記帳チーフ 森脇 由利 <<八束町担当>>
松本 圭子 <<美保関町担当>>
北國 美貴子 (嘱託)

島根支所の開所日
毎週木曜日の9:30から
11:30です。

通常総代会のお知らせ

令和3年度まつえ北商工会通常総代会を下記の通り開催する予定にしておりますのでお知らせをいたします。

なお、正式なご案内文書は後日、総代の皆様へ送付をさせていただきますので何卒宜しくお願いいたします。

開催日時：令和3年5月24日（月）15時～

開催場所：鹿島 多久の湯



ホームページ開設のご案内

当会では、管内の事業所を広く知って頂くことを目的に、企業応援サイト「キタキタ！まつえ北」（ホームページ）を開設しました。新型コロナウイルス感染症拡大の影響を大きく受けている、飲食業と宿泊業を中心に掲載しています。

<https://matsu-kita.jp/> をご覧ください。

今後、業種を問わず多くの事業所を掲載していきます。ご興味のある方は、商工会までご連絡ください。（掲載料は無料です。）

持続化補助金＜一般型＞募集中！

持続化補助金は、小規模事業者が行う販路開拓や生産性向上の取組に要する経費の一部を支援する制度です。

補助上限は原則50万円（補助率は2/3）です。

持続化補助金＜低感染リスク型ビジネス枠＞の募集が始まりました

小規模事業者が経営計画及び補助事業計画を作成して取り組む、感染拡大防止のための対人接触機会の減少と事業継続を両立させる、ポストコロナを踏まえた新たなビジネスやサービス、生産プロセスの導入等に関する取組を支援するものです。

補助上限は100万円（補助率は3/4）です。なお、感染防止対策費として、補助金総額の1/4（最大25万円）を上限に補助対象経費として計上することが可能です。

感染防止対策費の例（消毒剤の購入、換気設備の導入など）

持続化補助金は、小規模事業者が補助対象者です。

※ 小規模事業者とは、常時使用する従業員の数が20人以下（宿泊業・娯楽業を除いた商業・サービス業は5人以下）です。

同一労働・同一賃金のお知らせ

「同一労働同一賃金」への対応に向けて、正社員と非正規雇用労働者（短時間労働者・有期雇用労働者）の間の不合理な待遇差の解消（いわゆる「同一労働同一賃金」）が求められます。中小企業も令和3年4月1日より施行となりました。詳しくは、島根労働局 雇用環境・均等室（☎31-1505）までお問い合わせください。

終わりに

4月1日、島根町加賀地区にて発生した火災により被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに一日も早い復旧をお祈りいたします。